

JAL被解雇者労働組合（JAL 争議団）

info@jhu-wing.main.jp<https://jhu-wing.main.jp/>12/18 東京都労働委員会報告

JAL 事件 証人審問

① 団交拒否 ② 誠実交渉義務違反 ③ 組合間差別

完全にあぶり出された「JAL の不当労働行為性」

12月18日、東京都労働委員会においてJAL事件3件の証人審問が行われました。証人の山口委員長と山崎書記長に対し、それぞれ主尋問と反対尋問が行われました。二人の証言により、会社のJHUに対する不当労働行為が明らかになるだけでなく、そもそも解雇の必要性がないにもかかわらず解雇を強行した不当労働行為が改めて浮き彫りになりました。また、会社の反対尋問は、二人の証言により皮肉にも組合側の主張の正しさを証明する結果となりました。

会社は2024年8月に予定されている「命令」を待つことなく、都労委の場で争議の全面解決を果たすことが、社会的にも求められています。

主尋問での主な証言内容



山口委員長

1972年の入社から破綻までの実体験、解雇に至る経緯、解雇後の争議団結成から2021年4月のJHU結成まで、主に労使問題を中心に証言しました。

特に安全を支える職場に「分断と差別」を持ち込んでいる労務政策を批判し、165人を一人も乗務職として戻さない現状は、「モノ言う労働者排除」の政策が今も続いているということだと証言しました。



山崎書記長

団交拒否と組合間差別について、不当労働行為の事実を詳細に証言。解雇の必要がなかったことを証明する「安全報告書」について、JALが「非公開の情報」という虚偽の説明をして、10年以上隠し続けてきたことや、ILO166号勧告（雇用の優先権）には「拘束力がない」という会社主張は、要求に対する説明にならないこと等、不誠実交渉の実態を明らかにしました。

次回は会社側の証人審問です。皆様の傍聴をお願い致します。

★12月26日（火）13：00 人財本部人財戦略部 飯塚部長
人財本部人財戦略部 伊藤マネージャー